

基発第 0305001 号  
平成 20 年 3 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について

「労災かくし」は、労働災害の発生状況を正確に把握することを妨げ労働災害防止対策の推進に支障を来すとともに、被災労働者の適正な保護が図られないことになるものである。

「労災かくし」の排除については、「いわゆる労災かくしの排除について」（平成 3 年 12 月 5 日付け基発第 687 号）及び「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」（平成 13 年 2 月 8 日付け基発第 68 号）等により推進してきたところであるが、第 163 回特別国会の衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会における「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」の審議に当たって、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。」との附帯決議がなされた。

こうした状況を踏まえ、「労災かくし」の排除については、新たに下記の対策を実施することとしたので、的確な対応を図られたい。

なお、下記 1 の対策における労災保険給付の請求の勧奨に係る社会保険事務局からの情報提供については、社会保険庁と調整の上で実施することとしているので、念のため申し添える。

### 記

#### 1 労災保険給付の請求の勧奨等

健康保険給付請求者のうち、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 55 条第 1 項に基づき、労災保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により給付を受けることができると考えられるものとして健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者（以下「健康保険不支給決定者」という。）に係る情報の提供を各地方社会保険事務

局から受け、その中から既に労災保険給付の請求を行っている者を除いた上で、それらの者に対して積極的に労災保険制度を周知し、労災保険給付の請求を勧奨すること。

なお、社会保険庁が実施する健康保険関係業務は、平成 20 年 10 月に全国健康保険協会に移管される予定であるが、その後の取扱いについては追って連絡することとしている。

その上で、健康保険不支給決定者への労災保険給付の請求の勧奨を通じて「労災かくし」が疑われる事案を把握した場合には、当該事業主に対して適切な指導を行うこと。

労災保険給付の請求の勧奨等に係る具体的な実施方法等については、別添 1 の「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施について」によること。

## 2 「労災報告の適正化に関する地方懇談会」の開催等

別添 2 の「労災報告の適正化に関する地方懇談会」開催要綱に基づき、「労災報告の適正化に関する地方懇談会」を開催する等により、建設業、製造業等の関係者から、「労災かくし」対策に係る意見等を聴取すること。

なお、当該地方懇談会については、各労働局の実情に応じ、地方労働審議会等各種会議の場を活用し、効率的な運営に努めること。

別添 1 及び 2 略

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勸奨等の実施について

1 各地方社会保険事務局からの情報提供について

都道府県労働局労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）は、毎月各地方社会保険事務局（以下「社会保険事務局」という。）との間で定める日に、事前に連絡をした上で、社会保険事務局に赴き、健康保険不支給決定者に係る「負傷原因照会回答書」の写し（社会保険事務局が健康保険の支給・不支給の決定に当たり、被保険者等に負傷原因等を調査した際の回答であり、被保険者等の氏名、住所、負傷原因、災害発生年月日、災害発生場所、事業所の名称及び所在地等が記載されているもの。以下「回答書」という。）を受領する。

2 回答書の管轄局への送付について

社会保険事務局から提供される回答書については、健康保険不支給決定者に係る適用事業所の所在地が当該社会保険事務局の管轄であるものが提供されるが、健康保険の適用事業所は、健康保険法第 34 条により、複数の事業所を一括して適用することができることとされているため、場合によっては、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄である回答書が存在する。

したがって、労災補償課は、回答書の記載内容を確認し、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄であるものについては、当該事業場の所在地を管轄する労災補償課あてに当該回答書を送付する。

3 労災補償課の対応について

(1) 勸奨対象者の選定について

労災補償課は、回答書を受領した月の月末時点において、健康保険不支給決定者に係る労災保険給付の請求の有無を労災行政情報管理システムで検索する。

検索の結果、労災保険給付の請求を行っていない者について、労災保険制度の適用事業に使用される者ではない等の理由により明らかに労災保険給付の対象とならない者を除き、労災保険給付請求の勸奨対象者（以下「勸奨対象者」という。）として選定する。

## (2) 労災保険給付の請求に関する勧奨について

ア 労災補償課は、労災保険給付の請求を勧奨する文書（様式第1号）及び「質問書」（様式第2号）（以下「勧奨文書等」という。）を勧奨対象者に送付する。

イ 勧奨文書等の送付後、勧奨対象者から労災保険給付の請求等に係る相談があった場合には、労災補償課は「災害発生状況」や「労災保険給付の請求をしていない理由」等を十分に聴取するとともに、「労災保険給付の請求の意思」の有無等を確認し、「相談等記録票」（様式第3号）に記録すること。また、質問書に回答があった場合にも、相談があった場合と同様にその内容を「相談等記録票」に記載すること。

相談への対応に当たっては、労災保険給付の請求を行ったもののすべてが支給決定されるという誤った認識を持たれないよう労災認定に関する考え方等を十分に説明すること。

ウ 相談又は質問書に回答があったことにより、労災保険制度の適用事業に使用される者ではないとの理由により労災保険給付の請求を行っていないことが明らかな場合には、その者を勧奨対象者から除外すること。

エ 積極的に労災保険給付の請求を行う意思は認められないが、請求していない又は請求する意思がない理由として、事業主が請求を抑止していることが疑われる勧奨対象者について、労災補償課は、文書等により再度労災保険給付の請求勧奨を実施し、請求の意思を確認すること。

## (3) 勧奨対象者に係る管理台帳の作成について

労災補償課は、勧奨対象者に勧奨文書等を送付した時点で、「勧奨対象者に係る管理台帳」（様式第4号）（以下「管理台帳」という。）の「①勧奨対象者氏名及び勧奨文書等送付日」欄に勧奨対象者の氏名及び勧奨文書等の送付年月日を記入すること。

また、相談又は質問書への回答により勧奨対象者に係る労災保険給付の請求を行う意思の有無を確認した時点で、管理台帳の②から⑤の欄について記入すること。

なお、勧奨文書等を送付した後2か月を経過しても、勧奨対象者から相談又は質問書に回答がない場合や送付した勧奨文書があて先不明又は転居先不明として都道府県労働局に返送された場合には、管理台帳の項目「③相談、回答の有無

等」欄は「無」とし、また、「④労災請求をしていない理由」欄及び「⑤労災請求の意思等」欄には記入せず、労災補償課において保管すること。

#### (4) 所轄労働基準監督署への情報提供等

労災補償課は、勸奨対象者からの相談又は質問書への回答により、管理台帳の①から⑤までの項目を記入した後、当該勸奨対象者に係る回答書、相談等記録票及び管理台帳（以下「回答書等」という。）の写しを勸奨対象者が所属する事業場を管轄する労働基準監督署（以下「署」という。）の労災担当部署に送付する。

なお、勸奨対象者からの相談又は質問書への回答により、所轄署が他局管内にあることが明らかになった場合には、当署を管轄する局の労災補償課あてに当該勸奨対象者に係る回答書及び相談等記録票の写しを送付する。また、当該写しの送付を受けた労災補償課は、自局の管理台帳に追記した上で、回答書等の写しを所轄署に送付すること。

回答書等の写しを送付する際には、管理台帳の「⑥所轄署への情報提供日」欄に送付先である署名及び発送年月日を記入すること。

### 4 署の対応について

#### (1) 労災担当部署における対応

ア 労災補償課から回答書等の写しを送付された労災担当部署は、送付された文書を管理するとともに、勸奨対象者の労災保険給付の請求の意思の有無にかかわらず、通勤災害であることが明らかな事案を除き、すべての送付された文書の写しを安全衛生担当部署へ情報提供すること。

また、勸奨対象者から労災保険給付の請求があった事案については、管理台帳の⑦の欄に請求年月日等を記入の上、その都度、労災担当部署から監督・安全衛生担当部署にその旨を情報提供すること。

イ 労災担当部署は、労災請求の意思のある勸奨対象者に対して、労災保険給付の具体的な請求手続等について説明すること。

その際、請求を行う意思はあるものの事業主が請求を抑止しているなどの理由により、請求できないとする対象者については、労災保険給付は労働者の請求に基づき行われるものであり、事業主が証明を拒むなどやむを得ない事情があるときは、証明がなくても保険給付請求書を受け付けることなどを説明する

こと。また、希望する者に対しては所要の保険給付請求書を郵送すること。

(2) 監督担当部署及び安全衛生担当部署における対応

ア 情報提供を受けた安全衛生担当部署においては、休業4日以上であることが予想される事案については、労働安全衛生規則第97条第1項に基づく労働者死傷病報告が提出されているか否かの確認を行うとともに、提出がない事案及び提出はされているものの虚偽報告が疑われる事案については、監督担当部署に情報提供すること。

なお、休業4日未満であっても、傷病の程度等に応じ、同規則第96条第1項及び電離放射線障害防止規則第43条に基づく事故報告が提出されているか否かの確認を行うこと。

イ 上記アの確認の結果、労働者死傷病報告の提出がない事案のうち、回答書等の記載内容から事業主が明らかに労災保険給付の請求を抑止していることが疑われる事案又は重大・悪質な法違反が疑われる事案については、監督指導を実施することとし、それ以外の事案については、従前どおり、災害調査、災害時監督、個別指導、労働者死傷病報告の提出の督促等を実施すること。

ウ 上記アの確認の結果、労働者死傷病報告が提出されている場合には、安全衛生担当部署において、その記載内容と回答書等の記載内容の整合性が取れているか否かを確認し、虚偽報告が疑われる事案については、監督指導を実施すること。

なお、上記イの提出の指導により、労働者死傷病報告が提出された場合も同様に確認等を行うこと。

エ 上記イの督促によっても労働者死傷病報告が提出されない事案については、必要に応じ、監督指導を実施すること。

オ 上記指導等の結果による労働者死傷病報告の提出の有無等についての情報は、適宜、監督担当部署、安全衛生担当部署間で共有化すること。

カ 労働者死傷病報告の提出状況や監督指導等の状況については、随時、労災担当部署が管理する管理台帳の「⑧死傷病報告の提出等」欄又は「⑨監督指導等の状況」欄に記入すること。

キ なお、監督指導等の結果、労災かくしを行った事業場に対する措置については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除につい

て」の記の3により指示しているところにより厳正に対処すること。

(3) その他

本通達において、新たに指示していない事項については、従前からの指示に基づき対応すること。

5 実施状況の本省への報告について

本対策の実施状況（社会保険事務局から提供された個人情報の件数、勸奨対象者数、相談及び質問書への回答件数、労災請求件数等）については、別途指示するところにより、定期的に本省に報告することとする。

## 労災保険給付の請求について（お知らせ）

平成〇年〇月〇日に〇〇〇において被災し、健康保険法に基づく給付が行われなかったあなたの傷病については、（業務・通勤）災害として、労災保険給付の対象となる可能性があります。

なお、労災保険給付は、労働者の請求に基づき、労働基準監督署において、必要な調査等を実施した上で、支給・不支給を決定するものです。

労災保険給付のお問い合わせについては、あなたが被災したときに働いていた事業場が所在する都道府県労働局の相談窓口へご相談ください。また、直接、相談することが困難な場合には、同封した質問書に所要事項をご記入いただき、当該労働局までご送付くださるようお願いいたします。

47 都道府県労働局労災補償課の所在地及び電話番号

## 労災保険給付の請求に当たっての留意事項

- ◆ 労働者（正社員のみならず、パートタイム労働者やアルバイトを含みます。）は、仕事又は通勤による負傷や病気によって治療を受けた場合や働くことができない場合には、労災保険給付を受けることができます。
  
- ◆ 事業主は、仕事が原因で負傷や病気になった労働者に対して、その治療費等を補償しなければなりません。労災保険は、この事業主の補償責任を担保しているものであり、1人でも労働者を雇用する事業主は必ず労災保険に加入しなければなりません。  
 また、仮に事業主が労災保険の加入手続を行わず、保険料を支払っていない場合であっても、労働者にはそのことを理由に労災保険給付が受けられないなどの不利益はありません。

### ◆ 主な保険給付の種類と内容

保険給付の種類		どんな時	給付の内容	請求の 時効期限
療養（補償）給付		業務災害又は通勤災害による傷病により療養する時	労災病院や労災指定医療機関等で療養を受ける時は、必要な療養の給付。その他の医療機関で療養を受ける時は、必要な療養費の全額	2年
休業（補償）給付		業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられない時	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当	2年
障害 （補償） 給付	障害（補償）年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った時	障害の程度に応じ給付基礎日額の313日分から131日分の年金	5年
	障害（補償）一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った時	障害の程度に応じ給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	5年

※ 休業（補償）給付及び障害（補償）給付については、保険給付の他に特別支給金が支払われます。  
 （裏面）

質 問 書

Q 1 氏名、住所、電話番号を教えてください。

氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

Q 2 被災時に働いていた事業場の名称、所在地、電話番号を教えてください。

名 称 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

Q 3 被災時の状況等について教えてください。

被災年月日 \_\_\_\_\_  
被災場所 \_\_\_\_\_  
被災時に何をしていたか \_\_\_\_\_  
どのようなケガ（病気）か \_\_\_\_\_

Q 4 被災したことによって会社を何日間休みましたか。（休んだ日がある場合は日数を記入してください。）

日間

Q 5 労災請求をしていないのは、なぜですか。  
(該当する箇所に○を付するとともに、カに該当する場合はカッコ内に理由を記載してください。)

- ア 労災保険制度を知らなかった
- イ 負傷の程度が軽微なため労災請求するまでもないと判断した
- ウ 会社から治療費等の補償を受けている
- エ 会社から労災補償の対象にならないと言われた
- オ 会社から労災請求しないでくれと言われた
- カ 労災保険制度の適用事業所に雇われている者ではない
- キ その他（理由： \_\_\_\_\_）

Q 6 あなたは労災保険給付の請求をする意思がありますか。

ある ・ ない

Q 7 (Q 6で「ない」と回答された方について) 労災請求をする意思がない理由を教えてください。

Q8 その他何かあれば、ご記入ください。

--

※ ご協力ありがとうございました。この質問書をもとに労働局又は労働基準監督署の職員から記載内容に関する確認の電話等がある場合もありますので、ご了承ください。

## 相 談 等 記 録 票

記録年月日	種 別	記 録 者
年 月 日	① 相談 ② 回答書 ③ 電話確認	
被災者氏名	(住所)	
	(電話番号)	
事業場名	(所在地)	
	(電話番号)	
(被災年月日、災害発生状況、傷病の状態・程度、会社を休んだ日数等)		
(労災保険給付の請求をしていない理由)		
(労災保険給付の請求の意思) ある ・ ない		
----- (請求の意思がない理由)		
(その他)		

勸奨対象者に係る管理台帳

(平成 年 月回答書受領分)

No.	① 勸奨対象者氏名等 ・勸奨対象者氏名 ・勸奨文書等送付日 ・事業場名	② 傷病の状態等 ・被災年月日 ・傷病の状態 ・休業日数	③ 相談、回答の有無等 ・相談、回答の有無 (1有2無) ・相談、回答の別 (1相談2回答) ・相談等のあった日	④ 労災請求をしていない理由 ※「ア」～「キ」を記入。「キ」 の場合には、具体的な理由 も併せて記入	⑤ 労災請求の意思等 ・意思の有無 (1有2無) ・再勸奨 (1実施2未実施) ・再勸奨後の意思の有無 (1有2無)	⑥ 所轄署名及び 情報提供日  (所轄署が他局 所管内の場合は、 局名を記載)	⑦ 労災請求等 ・請求の有無 (1有2無) ・請求日 ・業務、通勤の別 (1業務2通勤)	⑧ 死傷病報告の提出等 ・提出の有無(督促前) (1有2無) ・督促日 ・提出日	⑨ 監督指導等の状況 ・個別指導日 ・監督指導日 ・災害調査日 ・その他 ・司法着手、警告書交付日 ・完結日
1	(氏名)  (勸奨文書等送付日) 年月日 (事業場名)	(被災年月日) 年月日 (傷病の状態)  (休業日数) 日	(相談、回答の有無)  (相談、回答の別)  (相談等のあった日) 年月日	(労災請求をしていない理由)    (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(意思の有無)  (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(所轄署名) 署 (局) (情報提供日) 年月日送付	(請求の有無)  (請求日) 年月日 (業務、通勤の別)	(提出の有無(督促前))  (督促日) 年月日 (提出日) 年月日	(個別指導日) 年月日 (監督指導日) 年月日 (災害調査日) 年月日 (その他: 年月日) (司法着手、警告書交付日) 年月日 (完結日) 年月日
2	(氏名)  (勸奨文書等送付日) 年月日 (事業場名)	(被災年月日) 年月日 (傷病の状態)  (休業日数) 日	(相談、回答の有無)  (相談、回答の別)  (相談等のあった日) 年月日	(労災請求をしていない理由)    (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(意思の有無)  (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(所轄署名) 署 (局) (情報提供日) 年月日送付	(請求の有無)  (請求日) 年月日 (業務、通勤の別)	(提出の有無(督促前))  (督促日) 年月日 (提出日) 年月日	(個別指導日) 年月日 (監督指導日) 年月日 (災害調査日) 年月日 (その他: 年月日) (司法着手、警告書交付日) 年月日 (完結日) 年月日
3	(氏名)  (勸奨文書等送付日) 年月日 (事業場名)	(被災年月日) 年月日 (傷病の状態)  (休業日数) 日	(相談、回答の有無)  (相談、回答の別)  (相談等のあった日) 年月日	(労災請求をしていない理由)    (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(意思の有無)  (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(所轄署名) 署 (局) (情報提供日) 年月日送付	(請求の有無)  (請求日) 年月日 (業務、通勤の別)	(提出の有無(督促前))  (督促日) 年月日 (提出日) 年月日	(個別指導日) 年月日 (監督指導日) 年月日 (災害調査日) 年月日 (その他: 年月日) (司法着手、警告書交付日) 年月日 (完結日) 年月日
4	(氏名)  (勸奨文書等送付日) 年月日 (事業場名)	(被災年月日) 年月日 (傷病の状態)  (休業日数) 日	(相談、回答の有無)  (相談、回答の別)  (相談等のあった日) 年月日	(労災請求をしていない理由)    (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(意思の有無)  (再勸奨)  (再勸奨後の意思の有無)	(所轄署名) 署 (局) (情報提供日) 年月日送付	(請求の有無)  (請求日) 年月日 (業務、通勤の別)	(提出の有無(督促前))  (督促日) 年月日 (提出日) 年月日	(個別指導日) 年月日 (監督指導日) 年月日 (災害調査日) 年月日 (その他: 年月日) (司法着手、警告書交付日) 年月日 (完結日) 年月日

注)④については、「ア」～「キ」(様式第2号の質問書Q2の項目に対応)を記入すること。(ア:労災保険制度を知らなかった イ:負傷の程度が軽微なため労災請求するまでもないと判断した ウ:会社から治療費等の補償を受けている  
エ:会社から労災補償の対象にならないと言われた オ:会社から労災請求しないでくれと言われた カ:労災保険制度の適用事業に使用される者ではない キ:その他)

「労災報告の適正化に関する地方懇談会」開催要綱（案）

1 趣旨

労働災害発生事実の隠蔽等を行ういわゆる「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者の適正な保護を図ることができず、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねない。労働行政においては、これまでも「労災かくし」の発生防止に徹底を期し、事業主や事業主団体等に対する周知・啓発を行う等各般の対策に努めてきたところである。

このような中、第163回特別国会における、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案の審議において、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること」等、その対策の一層の推進を求める附帯決議がなされた。

また今般、製造業の大規模事業所等による偽装請負が少なからずみられるところであるが、偽装請負による事業主責任の不確定さ等が「労災かくし」につながるおそれもある。

このような状況にかんがみ、「労災かくし」の排除について更なる対策の強化を図る必要があるため、労使の代表者の参画による「労災報告の適正化に関する地方懇談会」を開催することとする。

2 参集者

原則として、「労災かくし」の事例が少なからずみられる建設業、製造業等の業種の労働者を代表する者及び使用者を代表する者から各3名程度とする。

3 検討事項

- ① 「労災かくし」の事例及び労使関係者による活動事例の紹介
- ② 「労災かくし」対策に対する要望や提案

4 検討スケジュール

平成20年度末までに意見の取りまとめを行うこととする。

## 5 開催局等

北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島及び福岡の各労働局において開催することとする。

なお、開催局以外の局においても、適宜、審議会等各種の場を活用し、上記3に係る事項について、労使関係者から意見等の聴取に努めること。

## 6 運営

協議会の運営は、都道府県労働局労働基準部安全衛生担当課、労災補償課の協力を得て、労働基準部監督課において行うこととする。

## 7 本省報告

検討内容については、平成21年3月末日までに本省に報告すること。また、開催局以外の局においても、上記5により、労使関係者から意見を聴取した場合には、同様に報告すること。

なお、効果的と思われる対策についての事例等があった場合には本省から都道府県労働局に紹介するなど、より一層の対策の充実を図ることとする。